

## 業務委託契約に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和8年3月10日

香川県中讃保健福祉事務所長 藤井 祥子

### 1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 香川県中讃保健福祉事務所犬舎特殊機械設備保守点検業務
- (2) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 委託業務の概要

香川県中讃保健福祉事務所犬舎に設置する福岡酸素株式会社製特殊機械設備一式の保守点検業務

#### 1) 保守点検の対象

- ① 収容設備
  - ・ 各種フェンス等
- ② 脱臭設備
  - ・ 脱臭装置、給排気ダクト等

#### 2) 保守点検の内容

- ① 機械設備保守点検
  - ・ 各種設備の変形、破損の有無確認等
  - ・ 各種設備の動作確認等
  - ・ 各種設備の機器調整
- ② 電気設備保守点検
  - ・ 各種設備の絶縁抵抗測定等

#### 3) 保守点検回数

- ・ 機械設備保守点検及び電気設備保守点検のそれぞれについて、年2回実施する。
- ・ 保守点検実施時期については別途協議のうえ定める。

#### 4) その他

- ・ 保守点検完了後、保守点検結果報告書（報告書項目は別途協議）を提出すること。
- ・ 故障、誤作動、機器不調等緊急時には、担当課の指示により緊急（応急）点検、修繕を行うこと。
- ・ 保守点検時、必要に応じ機器が正常かつ良好な状態を保てるようにするための部品交換等を行うこと。この場合、一定金額（別途協議）以下の交換部品代は点検業者側の負担とする。

### 2 応募資格

次に掲げる者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税等に滞納のない者

- (5) 技術及び設備を有し、当該特殊設備と同等の福岡酸素株式会社製特殊機械設備において、当該業務の種類及び規模をほぼ同じくする業務を行った実績がある者

### 3 応募方法

下記の書類を中讃保健福祉事務所に持参、郵送又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールで提出する場合は、PDF形式に限ります。

#### 1) 提出書類

応募意思表明書(様式任意)

#### 2) 受付期間・受付時間

##### 【持参の場合】

(受付期間) 令和8年3月10日(火) から令和8年3月19日(木) まで  
(土・日曜日、祝日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

##### 【郵送又は電子メールの場合】

(受付期間) 令和8年3月10日(火) から令和8年3月19日(木) 17:15 まで

### 4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。  
(2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、後日、県より提示する業務仕様書の詳細を参考に保守点検計画書の案を提出していただき、保守点検計画書により県が受託可能であると判断した応募者の中から競争見積りの方法により受託者を選定します。

### 5 契約書作成の要否

要します。

### 6 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※電子契約(契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。

- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

### 7 応募・照会先

〒763-0082 香川県丸亀市土器町東八丁目 526 番地

香川県中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課 担当者：豊嶋

TEL：0877-24-9960

FAX：0877-24-8340

E-mail：chusanhoken@pref.kagawa.lg.jp

### 8 その他

この業務は、その契約に係る予算が議会で議決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力が生じるものとします。